

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年6月9日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第29号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第30号 財産の取得について
- 日程第2 各課所管事項報告について
- 税住民課所管
- ・令和4年度町民税（個人）の賦課状況について
 - ・令和3年度町税徴収実績について
- 建設環境課所管
- ・ごみ排出量の令和3年度実績について
 - ・環のくらし地域活動促進事業補助について
- まちづくり推進課所管
- ・「新しい地域公共交通」に係る地域説明会の結果概要について
 - ・新名神高速道路建設事業等の進捗について
- 上下水道課所管
- ・下水道普及状況について
 - ・宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和4年度第1回会議結果概要について
- 日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員

12番 谷口 整 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	山 下 康 之 君
都市整備政策監	星 野 欽 也 君
総務担当理事	奥 谷 明 君
建設事業担当理事	垣 内 清 文 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
総務課課長補佐	廣 島 尚 夫 君
総務課課長補佐	西 尾 岳 士 君
企画財政課長	村 山 和 弘 君
企画財政課課長補佐	中 地 智 之 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
税住民課課長補佐	岡 崎 貴 子 君
建設環境課長	谷 出 智 君
建設環境課課長補佐	市 川 博 己 君
まちづくり推進課 課 長 補 佐	岡 崎 一 男 君
産 業 観 光 課 長	田 村 徹 君
産業観光課課長補佐	植 村 和 仁 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
上下水道課課長補佐	垣 内 紀 男 君
上下水道課課長補佐	森 本 崇 嗣 君
上下水道課課長補佐	石 田 隆 義 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶務係長 重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は6月2日の開会日に上程され付託されました議案第29号及び議案第30号の2議案の付託議案審査並びに所管事項報告について、お手元に配付していただきました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認お願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、6月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

また、谷口議長さんにおかれましては、入院されましたけれども元気に退院いただくと同時に、退院後はフル活動のように議員活動なり、また職業に大変お元気にお勤めいただくことになりまして心からお祝いを申し上げたいと思います。

また、藤本委員長におかれましては、一日も早く完治をいただきまして、早く治りますようにお見舞いを申し上げますところでございます。

今年の宇治田原町のまちな茶摘みでもございます一番茶につきましては、もう間もなく終わりに近づいているようには聞いております。非常にいいお茶が取れているというように聞いておりまして、今年はお茶の品評会の全国大会が京都府で、また関西の品評会が滋賀県で執り行われ、本当に楽しみにしているところでございまして、本町のお茶品評会は6月23日に今現在予定をさせていただいているところでございまして、非常に楽しみにしているところでございます。

6月に入りましたら、宇治田原町の夏の風物詩と申しますか蛍が非常に飛び交ってい

るということで、町内外から蛍観賞にたくさんの方がお見えになっているということも聞いております。これが飛び交う季節になりますと、間もなく梅雨入りということになります。去年は6月12日に梅雨に入り、例年でしたら6月6日頃に梅雨入りだというように言われておりますけれども、間もなく近畿地方にも梅雨入りに入ったと思われるということが気象庁のほうから発表されると思います。

こうなりますと、非常にこれから雨の心配な時期にもあるわけでございます。これからしっかりと、特に豪雨等について非常に心配している中におきまして、早く情報をつかみながら早いうちに対処できるように、防災対策には万全にしていきたいと思いますというふうに思っておりますので、いろんな角度からまたご指導のほういただきたいというふうに思うところでございます。

また、コロナ禍については、より宇治田原町でも感染者がないという日も多々ありますけれども、一日に1人、2人が出ているわけで、今500名弱の方が感染されたというふうに聞いております。昨年の状況を見ると大きく全国的にも変わってきているというようなところでございまして、しっかりと感染予防をしながら、今までの止まっている事業についてもこれから徐々に動いてくるというようにも思っておるところでございます。

そうした中で、こういうコロナ禍、またこれから暑くなりますので熱中症という問題もでございます。特に宇治田原町では今のところ熱中症による救急搬送というのは聞いておりませんが、全国で小学生やまた中学生が体育の授業でマスクも半数の方がつけられていた、そういう中において熱中症でたくさんの方が病院に運ばれているということもございますので、そういったことも踏まえて、これからそういういろんな面に向けての予防、これをやっぱりしっかりやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういった中におきまして、今は昼間になると本当に夏らしい暑いという状況、また夜になりますと寒いということで、ご家庭によっては一旦しまった電気毛布をもう一遍出してきて寝んなんぐらい寒いというようにおっしゃっているところもあるように聞いておりますけれども、こういう時期でもございますので、委員皆さんにおかれても、十分ご自愛いただきまして、健康管理には十分ご留意いただきたいというふうに思います。

ちょっと話も長くなって申し訳ないんですけども、もう一つは振り込め詐欺というのが全国的に多発しているというような状況でございまして、本町としても防犯関連から住民の皆さんに日頃から防止なり、またいろいろなところを通じて振り込め詐欺に遭

わないようにということを周知しておる状況でございます。

そういった中で昨日、宇治田原町のある家に、役場やと名前を出して、これから還付金あるんで銀行のほうに行ってくれというような連絡があって、危うく危ないところでもございましたけれども、何とか家族の方が止められて詐欺には遭わなかったということです。そういう中で、本町の安心安全メールも飛ばさせていただき、また今日も府警本部のほうからこういう事案があったということです。

今日の新聞では隣のほうの町で、実際振り込め詐欺に遭われたということがあってと載っていました。これも谷口議長にいろんなアドバイスいただいて、早くこの契約を取り入れたおかげによって、住民の皆さんに、そういったこのコロナ禍の時代ですので、特にこういうふうについての還付金があるというようなことになると、いただけるものならという行動がそちらのほうに向かうという、そういうところへ狙った事件が全国で出ているということです。今のところ宇治田原町では被害に遭った方は聞いておりませんが、これからそういった面についても十分広報紙なり、またいろんなところを通じて、警察のほうも各戸別にいろいろと回っていただいているようにも聞いておりますので、そういうふうにしなごら振り込め詐欺には遭わないように、周知を徹底していきたいというふうに思っております。

最後に、今日は付託議案審査が2件ございまして、これもご審査いただく中でご可決を賜りたいと。

そして、また各課の所管事項がたくさんございますので、最後までどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第29号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例につき

ましてご説明をさせていただきます。

議案第29号資料のほうをご覧ください。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴いまして、宇治田原町税条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人町民税に係る改正でございますが、1つ目が住宅ローン控除の延長に伴う措置につきましては、住宅ローン控除の控除期間を新築住宅等について、現行が10年でありますのが13年とした上で、現行では令和3年末までの入居者が対象となっている適用期限を4年延長しまして、令和7年末までの入居者を対象とする規定の整備でございます。施行日は令和5年1月1日となります。

2つ目が、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しでございます。こちらにつきましては、上場株式等の配当所得等は、源泉徴収での課税方式と申告による課税方式とございまして、所得税と個人住民税において、異なる課税方式の選択が可能でしたが、課税方式を一致させることとなりまして、現行では税率の関係で、還付を受けられるなどの理由で所得税で確定申告した場合に、住民税では申告しないという選択が可能であったものができなくなるというものでございます。令和6年度分以降の住民税からの適用となりまして、施行日は令和6年1月1日でございます。ほか納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項に関する整備、条項ずれや文言の修正等となっております。

説明につきましては、以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第29号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第29号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、総務課所管というところで、財産の取得についてということでご説明をさせていただきます。議案第30号の資料をもって説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議案につきましては、議会の議決に付すべきということで、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による財産を取得するということで、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得しようとする財産につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車ということで、いわゆるCD-Iと言われる形のものでございます。取得予定金額といたしまして5,555万円でございます。税込みでございます。取得の相手方といたしまして、京都市下京区の業者で、有限会社平井式ポンプ工業、代表取締役宮前憲次様でございます。

これにつきましては、令和4年5月23日に8社による指名競争入札を行いまして、5月30日付で仮契約を行ったところでございます。納入期限につきましては、令和5年3月31日でございます。

取得しようとする財産の概要でございますけれども、先ほど申し上げました災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型ということで1台。それと装備品については、水槽600リットル以上、それと車体搭載用の圧縮空気泡消火器装置の1式でございます。その他の装備品というところでございます。

概要としては、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、購入をされる消防車、これ井手分署も同じ形の消防車を購入されると聞いているんですけれども、まずそれでよかったですか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 基本的には同じでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、説明があったように、泡の装置、いわゆるCAFSですよね。

これC A F S付の消防車、今回、宇治田原分署にも配備をされるということで、今、京田辺市消防本部には、C A F S付の消防車って何台ぐらいありますか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 申し訳ありません。台数までは確認しておりませんが、本署北部には配備されております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） C A F S、非常にこの装置は少ない水量で、化学薬品で泡状にして、それでその消化能力を高めるということで、非常に有効な消防車としての装置だと思うんで、恐らく京田辺市消防本部も今後は随時それに切り替えていかれると思うんですけども。後で結構ですので、今消防車何台ほどあって、C A F Sが何台入っているかだけ、また資料で頂きたいと思います。いい装置のついた消防車を入れられるということで、それはそれでいいことだというふうに思いますので。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑がある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第30号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第30号、財産の取得につきましては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、6月16日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月14日火曜日午後5時までに、議長宛て提出してください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

税住民課所管の令和4年度町民税個人の賦課状況について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、令和4年度町民税（個人）の賦課状況についてご説明させていただきます。

1つ目の、町民税（特別徴収分）調定額の比較をご覧ください。

町民税特別徴収分につきましては、5月12日に発送をさせていただいておりますが、当初賦課時点で特徴義務者数は、京都府内市町村の特別徴収事業所一斉指定等の取組によりまして、事業所の特徴への意識の高まりから特徴従事者が0.5%引き続き増加している状況でございます。また、調定額につきましては、経済の復調傾向によりまして、1.5%、昨年度より増加しております。

次に、2つ目の町民税（全体）調定額の比較をご覧ください。

こちらは先ほどの特別徴収分と普通徴収分の合計を上げさせていただいております。町民税普通徴収分につきましては、6月10日、明日発送させていただく予定でございます。均等割につきましては、32万9,000円の2.0%、所得割につきましては、1,558万7,200円の3.7%、いずれも昨年より増加しております。

要因といたしましては、営業所得が減少しているものの、給与所得、農業所得、分離長期譲渡所得が増加していることによると分析をしているところでございます。

表の右側でございますが、当初予算額に対する収入見込みでございますが、徴収率過去3カ年平均を用いて試算いたしますと、均等割は0.7%、所得割は2.5%、いずれも当初予算額を上回ることとなるところでございます。なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の家庭調査及び移動によりまして、順次調定が増える性格の比較分でございますことから、現時点での予算対比では大きな乖離があるところでございます。

説明につきましては、以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和3年度町税徴収実績について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、令和3年度町税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、町民税でございますが、下段の現年分で前年同期比0.1%増の99.27%、滞納繰越分で前年同期比7.9%減の36.62%となっております。

次に、資料の2ページをご覧ください。

固定資産税でございます。こちら一番下の決算速報値のところをご覧くださいと思います。現年分で前年同期比0.2%増の99.56%、滞納繰越分で前年同期比1.1%減の58.86%となっております。

次に、3ページをご覧ください。3ページは軽自動車税でございます。同じく下段の現年分ですが、前年同期比0.1%減の98.53%、滞納繰越分で前年同期比6.9%増の36.65%となっております。

次に、4ページの町たばこ税をご覧ください。一番下の段で、徴収率は100%となっております。

次に、5ページで、町税の合計の徴収率のほうを上げさせていただいております。町税全体では、下段の決算速報値になりますが、現年分で前年同期比0.1%増の99.44%、滞納繰越分で前年同期比4.8%減の47.40%、現年分、滞納繰越分の計では、前年同期比0.3%増の98.69%となっているところでございます。

これらの数値につきましては、決算速報値でございます。今後、若干変わる可能性もございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、今後も京都地方税機構と情報共有する中で、町税徴収率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては、以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります、各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報

告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 総務課からの所管に係ることなんですけれども。時間外の電話の扱いですね、これについてちょっと私の意見も含めて述べたいと思います。

それぞれ今各課にはダイヤルインで直通の電話番号がありますけれども、時間外については警備員室、すなわち88-2250と同じ扱いで入るようになっていきますよね。これについて、聞けば職員さんが帰るときに、そちらに電話が回るように切り替えをされているということなんですけれども、これ切り替えることの意味、それはどこにあるんでしょうか。まず、1点それをお聞きしたいんです。

と言いますのは、直通の番号を知っている人が、例えば総務課やったら総務課に電話をかけますよね。かけたらずながらない。それはもう職員皆時間外やから帰っていいひんのやなということが分かりますけれども、かけて転送されて、警備員室に電話が回る、警備員さんが出られる、そこで総務課、もういやらへんのですかと聞けば総務課のほうに電話をかけられて、もう帰ってはいりませんわというようなことになるのが今の実情なんですけれどもね。これって、まず警備員さんの無駄な業務が1つ発生していると思うんです。直通でかかって電話がつながらなければそれでいいひんなどというのが分かるんやけれども、あえて転送されている、それはそれで意味があると思うんですけれども、それはどういう意味があるんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） ただいまのご質問ですけれども、おっしゃっていただいたとおり本町は、また退庁時ということで、宿直のほうには転送をさせていただいております。

これにつきましては、やっぱり閉庁したときに、やっぱり何か町のほうに何らか、やっぱり住民さんの方も、問合せ、連絡したい。例えば緊急的なこともあるでしょうし、そういったことから、どこかにやっぱりつながるほうがいいのではないかとということで、一応、宿直のほうに転送するというので今やっておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに住民さんの中には、役場にかけてんけどもつながらなかったと。これは時間外のケースなんで、一般的な方はもう時間外やからいてへんのやなど、それで済みますけれどもね。恐らく今課長が言われたのは緊急時の対応等について課題があるので、全て転送にしているんだということなんですけれども。例えば、それなんかでしたらちょっとシステムをいじることによって、本日の業務は終了いたしました。明朝8時30分以降にお電話くださいと。よく民間なんかでしたら、そういうコールが入る

んですけれどもね。そういうことを入れる。また、その後ですね、緊急の場合は代表電話88-2250におかけくださいとか言うことによって、そのことは解消できると思うんです。

結果的にはどれぐらい時間外に電話があるか知りませんが。出生届、死亡届等、時間外関係なく受けなんケース、これはこれで必要なことですがけれどもね。それ以外の方が電話をされたときに、電話をかけてつながらひんかったらいいひんのやなど分かりますんでね。ちょっとその辺は、これはもう私の意見ですがけれども、考えていただいたほうがいいのかなと思います。

今の話ですと、職員さんが帰るときか時間外になったときか知りませんが、転送で、警備員室に全て入るといふふうになっていますけれど、恐らく警備員さんの夜間等に電話を受ける件数はそこそこあると思うんです。それを少しでも減らすための努力、それは必要かと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まずもって、ただいま先ほど青山課長が申しあげましたように、現状その転送させていただいておるんですが、私どももちょっとその辺りにつきましても、十分な徹底ができていない部分もございます。例えば定時刻になりましたら、職員がおりましても転送する部署もありましたら、最終帰る者が転送したりとかいう部分がありまして、そういう状態がありますことから、例えば警備員室にかかったとしても、警備員も、まだ職員がいるのかどうかを確認するとかいうようなことでかえってそのお電話いただいた方をお待たせしてしまうというような事象が生じておって、住民の皆様方にご迷惑をおかけするケースもあるのかなというようには考えてございます。

ただ、青山課長が先ほど申しあげましたように、緊急時、やはり私どものような小さな町でございますので、いろんな面で緊急的なご連絡があることも確かでございます。そういうことから、できるだけ職員がいるうちは電話を受けて、いないときは警備員室へということは考えておるんですが。

ただ今も言いましたように警備員室にかかるということは、その課がおらないということ徹底して、お電話いただいた方が警備員に説明して、また次、またそのかかったところに連絡せんというふうな、そういうお手数をかけるようなことのないような対策は必要かなと。

したがいまして、例えば退庁時には転送する。そしてそれ以降にかかったら警備員に

かかります。警備員がいるかどうかというよりも、まずそこで緊急を要するのか要しないのか、要しないのであれば明日でもよろしいでしょうかというようなことで、緊急を要すると判断した場合には、追ってまた担当のほうから連絡させるというような対応ができればと思っております。

過度な警備員への業務を負わすことは避けたいとは思いますが、一定そういうさばきというのは、警備会社のほうとも連携しながら、協議、相談させていただいていきたいなというように考えているところでございます。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 警備員さんへの転送もいいんですけども、緊急を要する事案等については、そんなにたくさんないと思われるんです。だから、例えば、警備員さんに、そのある課の業務を、こうこうこうでと言われても、受けた警備員さんもまた次の日にそこに伝えることをしたりとか、また中途半端なことは答えられへんのでね。

やはり先ほど言うたように、時間外は直接ダイヤルインで切り替えをせずに、それで電話をかけてつながらない、何回かコールしてつながらへんときは、本日の業務は終了しましたので、明朝8時30分以降にお電話ください。それと併せて緊急の場合は88-2250におかけくださいということのね、切り替えというか、ちょっとそういうふうなシステムが構築できるか分かりませんが、そういうふうにするのが一番合理的やと思うんですよ。

電話が鳴って出えへんかったらいいひんのやなて、これ誰しも分かりますんでね。そこらはちょっと、もう少し、短絡的に職員が帰ったら切り替えるんだということではなく、考えていただきたいなと思います。

これは、私の、この間の思いというか意見ですので、何かあればお答えいただいたら結構です。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの質問ですけども、今日までいろいろと住民の皆さんに親しみやすい役場としてどのようにしていくかということが非常に重要な中での電話を受ける側の対応、これは非常に大事だと。それは当然、かけられる方の気持ちになってやっぱり受けんことには意味がないと、こういうようには基本的に思うわけでございます。

そういう中で、今機能的にもいろんな形がある状況で、今の電話が21回線持ってい

るわけですがけれども、その中でそういった対応がすぐにできるかできないか、これについてはちょっと検討をさせていただかないとは思いますがけれども。いずれにいたしましても、緊急の仮に連絡があったら、88-2250に電話されたり、管理職の職員に直接連絡される方もおられますのでね。

その辺も踏まえて、我々も今おっしゃったようなことも十分にちょっといろいろな角度から少し検討させていただいて、取りあえずそれまではやはり相手の方の意を酌む受け答え、これが非常に大事なかなというふうに思います。

仮に電話がかかって来て担当課のほうがいいひんなら、すぐにいいひんと言ったらいいけれども、ちょっと見てきますわと言うて、見に行っている間ずっと待ってもらわなとかね。それで待っててもろうてやっぱりいませんでしたわとか、何でした言うたら、いや、実はこうこうで言うて、またこっちいつて言うてもらわんな、やっぱりそういうところの内容というのが非常に大事なかなというふうに思っておりますので。全体的なことを踏まえて、一度原点に立ち止まって、住民さんの、またそうした電話をしてこられる身になってみて、いろんな角度から検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時39分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

まず、建設環境課所管のごみ排出量の令和3年度実績について説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。それでは、ごみ排出量の令和3年度実績についてご報告いたします。資料のほうをご覧ください。

まず、資料の大きな枠として、令和3年度の月別の可燃・不燃ごみの総量のほう出ささせていただきます。左側の下の段のほうご覧いただきたいのですが。

令和2年度、令和3年度のほうで、ちょっと実績のほう読ませていただきますと、令和2年度ごみの総量2,373トン、一人頭になると716グラムと、令和3年度は2,074トンで一人一日あたりは630グラムということで、若干減っているというところがございます。これにつきましては、ご承知のとおり令和2年度の12月から、自己搬入の有料化、また大型ごみの予約制のほうを新たにさせていただきまして、こういった取組によりごみの一定程度抑制が効いているのかなというふうに考えております。

また、その枠の右側、第2期の環境保全計画の目標値との比較というところで、令和2年、3年の実績が716グラム、630グラムに対しまして、令和5年度での目標値、保全計画での目標値としましては468グラムとなっております。令和2年度につきましては、目標に対する増減が53.0%増というところで、令和3年度は34.6%増となっております。まだ目標値には達しておりませんが、こうした、いろいろな取組により、少しでも目標値に近づくよう、これからもごみの減量に対しての啓発のほう、住民の方々にご協力のほう求めていくというところにはしています。

裏面のほうご覧いただけますでしょうか。

裏面につきましては、ごみ排出量の資源物のほうを書かせていただいております。こちらのほうも前段には、月別の総量のほうを書かせていただいております。下の段、左側ですが、こちらのほう平成24年度からの推移ですが、令和2年度、令和3年度の推移のところを見ていただきますと、一日当たりのグラムで言いますと55ということで増減なしというところで、こちら資源物に関しましては、住民の皆さんも分別のほう定着しているのかなということが読み取れます。こちらに対しても、引き続き、適正な分別に対してご協力を求めていくというふうにしております。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、裏面の資源化率ですね。これ令和3年度、数字が減っていないのはこれはどういうことなんでしょうか。素朴な疑問でお聞きします。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） すみません。ご説明がなくて申し訳ございません。

この資源化率につきましては、本町だけの資源化率ということではなくて、城南衛生管理組合3市3町の総量ということで、衛生管理組合からの数字をいただいている部分でございます。令和3年度につきましては、まだもってその数字が衛生管理組合から出

てきていないということでブランクとさせていただいております。よろしくお願ひします。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 了解しました。

次に、令和3年度のごみの実績値、これ1人当たり630グラム、これは先ほど説明があったように、自己搬入の有料化、また大型ごみの予約等、それなりのことがあって、令和3年度減ったということなんです。これ平成31年3月に改訂をされた第2期環境保全計画の目標値、これの468グラム、令和3年度の目標、これと3年度、34%乖離しているんですかね。非常に大きな数字の乖離があるんですが、あと2年あるというものの、これにこの数値がクリアできるのでしょうか。その辺りはどうですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今のご質問ですが、実績を見ると大変難しいような状況になってきているとは考えております。ですので、引き続き2年どういった取組をさせていただいても一朝一夕にこの目標を達することができるというような取組は、まあまああまりないのかなというふうには感じております。

ですので、今ご説明させていただいた自己搬入だったり大型ごみの部分で、しっかり住民の皆さんへ啓発させていただいて、この取組を完全に定着させるというところもございまして、衛生管理組合の取組ではございますが、さきの議会の一般質問で答弁いたしましたサントリーとのボトルt oボトル、そういった取組であつたりとか、京都文教大学さんとの協働で、小さいお子さんに向けてのごみ減量化の啓発活動、こういうものを一朝一夕にこの数字がクリアできるとは思いませんが、取り組んでいくということが重要かなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに、468グラムというのは非常に厳しい数値だとは思いますが、ところがあえて目標値として上げている以上は、まだあと2年ありますので、今の段階で厳しい数値だということを言われると、そしたら一体どやねんということになります。その辺は昨年度実施されたような自己搬入の有料化、大型ごみの予約等、何かまた別の手だて、その辺りを考えないとなかなかこの数値はクリアできひんと思うんです。その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 確かに、2年残す中で、私のさっきの発言というのはあれなんかかもしれませんけれども。やはり、そうは言われましてもやはり厳しい数字の中で、あと2年、町の独自の取組としてなかなかこの数値に持っていくような策は、今のところちょっと私のほうで持ち合わせていないというのが正直なところですよ。

まだちょっと先にはなりますが、この環境保全計画のほうが令和5年までということになってございます。6年から新しい計画を立てるということで。令和5年につきましては、また策定委員会等立ち上げまして、各種団体からいろんなお知恵を借りる中で、新たな目標にはなりますけれども、またこういった減量化の取組、施策というのを洗い出し、抽出、また創造いうのをやっていくというところ考えてございますので、そういった中でも新しい取組のほう皆さんと一緒に検討していけたらなというふうに考えてございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 非常に課長は正直なんで、その思いをしゃべっていただいたんですけども、恐らく5年度の日1人当たり468グラム、これは非常に厳しい数値を出されたんだと思います。それで次の見直し的时候には、いろんなご意見を聞いてということなんですけれども。

まずは、やはり今の時点では、この数値に近づける努力、それが第一やと思うんですよ。その次に5年度が来たときに達成できなければもう少し現実的な数値を、次の5カ年の計画になるのかな、第3期の計画で上げていく、そういうふうにするべきだと思うんですけども。今の段階で、非常に厳しい、達成は難しいと言われれば、この数値は何やってんということになりますので、その辺は十分に努力をしていただきたいというふうに思います。何かあれば、なければいいです。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、環のくらし地域活動促進事業補助についてご説明申し上げます。資料のほうご覧ください。

こちらにつきましては、事業の目的といたしまして、循環型社会の実現を目指しまして、地域団体による再生資源の集団回収を促進する。ごみの減量化、再資源化など、資源の有効活用を促進していくというところでございます。また補助金の交付によりまし

て、持続可能な環のくらしの実現ということを目的としております。

事業の仕組みといたしましては、地域や団体ごとで、資源回収業者さんに引き渡した再生資源、新聞、雑誌、段ボール等、1キログラム当たり5円として補助金を交付するものでございます。補助金の金額に応じましてポイントというのを付与させていただいて、それに見合いました環境活動を行っていただくというところでございます。

事業の見える化というところでございますが、これは実施団体ごとに実績の一覧を町ホームページ等に掲載することによりまして、リサイクル意欲の向上のほうを持っていただくというのを目的としているところでございます。

表面につきましては、高尾区から奥山田区まで各地域の新聞、雑誌、段ボール等の回収実績と補助金の交付の金額のほうを書かせていただいております。

裏面のほうご覧いただきたいのですが、四角枠の一番下、こちらにつきましても平成24年度からの実績の推移を総計で書かせていただいております。令和2年度、令和3年度のほうをご覧いただきたいのですが、令和2年度が36万1,990キログラムから令和3年度35万3,500キログラムというようなことになってございます。増減多少ありますが、こちらにつきましても地域の方々のこういった再生資源の活用というところが一定定着しているのかなというふうに感じております。引き続き、住民の皆様にごこうした再生資源の活用というところを進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 今の資料のほぼ真ん中で事業の見える化ということでホームページに掲載するという項目があるんですけども、意欲の向上を図るという意味で言ったら、例えば広報紙とか、あるいは地区への回覧板とか、そういうのを回したほうが住民へのアピールができるんじゃないかなと思うんですが、その辺りどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在まで町ホームページのほう掲載させていただきまして、今委員おっしゃられたようなお声をいただかなかったのでホームページのみでさせていただいていましたが、そういったご意見あるということでしたら検討のほうさせていただきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 意識の向上という意味で、ぜひ実施していただきたいなと思います。
以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。
(発言する者なし)

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の「新しい地域公共交通」に係る地域説明会の結果概要について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） ご説明申し上げます。

資料のほうですけれども、地域説明会の結果概要についてと書いてございます右肩に資料と枠組をしております裏表1枚ものものと、その後ろに緑の色で、当日、各地区でパワーポイントで説明をさせていただいたものの、紙ベースに、2アップで印刷したものでございます。最後にA3で片開き折りで、予約型乗合タクシーの停留ポイント（案）というものが1枚つけてあります。この後ろにつけてあります添付資料のほうにつきましても、8地区それぞれに資料の内容が異なるんですけれども、今回の再編に併せまして、町営バスと乗合タクシーの両方が存在する地域の例として、最終日に行いました南区の資料を添付させていただいている次第です。

1枚ものに戻っていただけますでしょうか。

書いてございますように、これまでから議会のほうにも都度報告をさせていただきながら進めております本年10月からの再編を予定しております新しい地域公共交通について、現在の町営バス運行8地区で地域説明会を開催いたしました。開催概要、日程及び参加者数のほうは表のほうをご覧ください。

会場は、各区長、各区三役様の役員様のご協力のもと、各地区の公民館での開催とさせていただきます。ちょっとめくっていただいたその裏面のほうに、写真のほうがございます。例としてこれ荒木区の公民館と高尾の公民館ですけれども、このような形で皆様にお集りいただき、ひざを突き合わせた距離でのご説明をさせていただきました。

表に戻っていただけますでしょうか。

当日のほうですが、今回、この4月に設置をいたしました地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会、地域公共交通活性化協議会長の井上学先生からミニ講演をしていただきました。昨年度7月に議員様宛に講演させていただいたかと思うんですが、そういった講演をさせていただいた後に、事務局、私どものほうから、新しい地域公共交通に向けての再編計画の説明をさせていただきました。

後ほど添付資料のほうで、肝となる部分をご説明申し上げますが、主に内容といたしましては、現在の町内の地域公共交通の現状、主に4つの路線バス、町営バス、一般混乗可のスクールバス、それから一般タクシーといったところの現状であったり乗客数の推移。

それから10月に予定しています町営バス再編の方向性。これは日常生活に必要な移動手段の持続的な確保、それから先ほど申し上げました4つの公共交通を一体的に再編、有償化していくこと、それから再編時期及び地域ごとのルートやダイヤ、有償化の運賃設定については、町内の路線バスの移動運賃よりも少しでも高く、ただし少しだけ高くという形での300円という乗車運賃を設定していくこととか、利用者負担軽減策としての一日乗り放題券、地域応援定期券の内容等をご説明差し上げました。

また、この3月1日より奥山田区、湯屋谷区のほうで実証運行を開始しております予約型乗合タクシーの内容についても参考にご説明申し上げました。

ちょっと資料のほうご覧いただきたいんですけども、当日の資料をちょっと2アップにしております関係で、ページが各ページ、2枚あるところのそれぞれの右肩にページ数が振ってあると思うんですが、10ページ、町営バス等再編の方向性（案）というページをご覧いただけますでしょうか。

こちら見直しの考え方と方向性、地域を書いております。

まず、町営バスですけれども、この水色の線のルートに再編をする方向でございます。今町営バスは2台のバスで3路線、北ルート、南ルート、それから火曜日、金曜日のみ、高尾のほうに北ルートの一部の時刻で回っております。この2ルートを、2台で1ルートにするということでございます。それにより運行時刻の間隔を短縮化し、分かりやすさと利便性の向上に努めます。

また、これまでの調査といいますか、乗降調査の中で利用が少ない地域でありましたり、今まで町営バスも行っていなかった地域、こちらについては、予約型乗合タクシーを導入してまいります。このピンク色の図示している部分が大まかな範囲でございます。具体的には左のほうから、高尾地区、南の上ノ山地区、立川地区の大部分、そして岩山区の長山、隠谷、それからサンビレッジ、この辺りが予約型乗合タクシーの発地として停留ポイントを設定していく地域として、再編を予定しております。

1枚めくっていただきまして、運賃、利用者負担軽減策、ページで15、16、17、18と見開きになっておるかと思っておりますけれども、ちょっとこちらのほうご覧いただけますでしょうか。

2月にも住民説明会のほうを開催させていただきました。その際には、乗車1回についての現金乗車運賃、大人300円のみを説明させていただきました、これ先ほど申し上げましたように、銘城台から緑苑坂であれば路線バスは290円であると。それよりも僅かながらですが高い金額にすることにより路線バスとの重複、路線バスへの圧迫等を考慮したものでございます。

その説明会のほうで、様々なご意見をいただく中で、利用者負担の軽減策、例えば一日に4カ所に行ったら1,200円になるんじゃないかといったようなお話もありました。

今回、小児運賃の決定とともに、2つ利用者負担軽減策のほうを検討しているということをご説明申し上げました。1つ目が一日乗り放題券です。こちらにつきましては車内で購入が可能です。どちらも町営バス、乗合タクシー両方とも共通でございますけれども、大人500円を払っていただきましたら、日付の入ったチケットをもらっていただいて、それを持っている一日は町営バス、乗合タクシーのほうに何回でも乗っていただくことができるというのが一日乗り放題券の考え方です。

それから、もう一つ、地域応援定期券でございます。こちらは、今のところ許可申請のほうで申請を予定しておりますのが大人1カ月定期、3カ月定期、小人定期、1カ月、3カ月、1年と予定しておりますけれども。こちらのほう大人のほうなんですけれども、例えば1世帯で1枚ご購入いただければ、ご家族の方どなたでもお使いになれるという形での定期券を予定しております。

ただし1乗車につき必ず1人がご提示いただかないといけないので、例えばご夫婦で乗られる場合は、片方の方が定期券、片方の方が現金もしくは乗り放題券というような形にはなりますが、そういった地域応援定期券という形でご家族の方も乗れる、あるいは普段バスに乗らない方も、バスを応援するという気持ちで買っていただくこともできると。定時定路車のバスにつきましては、乗客が多くても少なくてもかかる経費というのは一定でございます。そういう意味から、こういった定期券をたくさんの方に購入いただくことが、安定的な持続可能な公共交通につなげるものと考えております。

こちらのほうにつきましては、下に書いてございますように、かなりの割引率のほうを設定させていただいて、18ページのところに書いてございますように、それぞれ利用される方の実態に応じて、定期券なり一日乗り放題券をご選択いただくことによって、利用者負担のほうをかなり軽減してまいりたいと考えております。

なお、ちなみに3月議会のほうで榎木委員のほうからご質問のありました免許証返納

者に対する町営バスの新しい地域公共交通の回数券等の話でございますけれども、こちらの定期券等の中で、その免許証返納者の方に対して、そういった交付をしていくということを検討してまいりたいと考えております。

1枚もののほうに戻らせていただきます。

ご意見たくさんいただきました。有料化に関しましては、当然無料なままのご要望もございました。ただ、今回多くの方は一日乗り放題券、地域応援定期券といった負担軽減策と併せてご理解をいただけたものと考えております。

また、中には複数の方から、利便性と分かりやすさを向上するのであれば、今まではちょっと無料なんでためらっていたけれども、有償化のほうが望ましいというご意見もいただいたところです。民間路線バスの維持確保の重要性ということも実際にお声に出していただいた方もいらっしゃいました。

また今回の説明会を行った大きな目的の一つとして、利用状況に合わせて停留ポイントの細かい話もあったんですが、これ何か所かご提案がありましたことから、これから警察協議が入ってまいりますので、確定とは申しませんが、ダイヤとの関係を考慮しつつ、地域説明会でいただいたご意見の停留ポイント、停留所の検討はしていくということをお伝えしております。

再編後地域ごと、町営バスのみ地域もございませし、乗合タクシーと町営バスが混在する地域もございませが、それぞれの地域ごとのメリットについてご説明させていただきました。

奥山田区と湯屋谷区の実証運行の前、2月に、実際にタクシー業者に来ていただいて、予約体験説明会というのをさせていただきました。そういったところをまた10月の運行前に十分な周知を行うということで、こちらのほうは予定をしております。そういったことも説明をさせていただきました。

当然、今回の新しい形というのは、これまでの公共交通を大きく変える大きな変革ではございますけれども、現在で最善の手法とは考えてございますが、今後も短サイクルでの検証をしながら、議論、検証を継続していくということは必要であるということもご説明してご理解をいただいたところでございます。

最後、裏面ご覧ください。

当面の流れでございますが、まさに明日なんですけれども、地域公共交通活性化協議会、前身の地域公共交通会議から数えまして16回目になりますが、こちらの会議のほうで、これらの運行内容、運賃、ルートについて協議をいただき、協議が調った上、そ

の下に書いてございますように、その内容に基づいて、国土交通省への許可申請を行ってまいります。

6月から8月頃には、例えば先ほどありました停留バス、停留ポイントの場所ですとか、実際のその運行内容について許認可の協議が継続して続きますが、10月からの本格運行に向けて進めてまいりたいと考えております。

9月までに現在の予約型乗合タクシーの実証運行地域のアンケートでありましたり、先ほど申しあげました地域での乗車体験説明会等も進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 説明資料の2分の1ページ、一番上のほうに、各地区ごとの説明会出席人数というのが出ていますけれども、これを見て非常に少ないなというのが実感です。もっと住民の方が意識を持って参加されているのかなと思ったんですけれども。大体10人前後のところ、平均年齢というのは大体どういう方が多かったか、地区に差があるのかどうか、その辺も含めてどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） まず、こちらの人数につきましては、区の例えば役員さんも入ってはいらっしゃるんですけれども、実際の利用者の方も非常にたくさん来ていただいたと思っております。具体的には20人弱の方が利用者さんとして、私どもが来ていただいたと思っております。その方々はやはり年齢層としてはご高齢の女性の方が多い、今現在町営バスをお使いになられている方々が多かったというところでございます。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） それから、同じページの下の方に、主な意見・内容ということの黒丸の下から2番目ですか、乗車体験会を地域ごとに開催してほしいという要望というのは、地区的に言ったらどういうところの意見が多かったというのはありましたか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） これは私どものほうから説明の中でも既に申し上げたところでございまして、もちろんそれに対してぜひそうしてほしいと。もちろん特に予約型乗合タクシーに移行する地域につきましては、やはり予約の仕方といったものとかに、心のハードルを下げることが大事ですということ説明の中でお伝え

していただきましたので、そうした地域からはぜひお願いしたいということでお声をいただいております。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、ちょっと榎木委員のほうからも話があったんですけども、この地区別のその参加者、これの説明会の案内というのは、どういう形でそれぞれ案内されたんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 4月の中旬に開催されました区長会のほうで、まず5月に開催をするということと、それから4月の広報紙に2面見開きで公共交通の特集記事を組ませていただきましたが、そちらで5月に開催するということの周知はさせていただいた上で、各区のご実態に合わせて役員様のほうと調整をしまして、各区のほうで第1、第3金曜日のほうに回覧を入れていただくというのが基本という形にさせていただいていますので、そのタイミングに合わせて各区の回覧の中で周知をお願いしたところです。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 先日の一般質問でも、その辺の住民の参加が少ないとか、周知していないとかいうような意見あったように思うんですけども、今の話では、そういう意味では、最終各地区に回覧板まで回して、その結果こうやということであれば、まあまあ周知されているのかなという感じはします。出る出えへんは個人の自由なので。そういう意味では、先日の意見に対してはどうかなというふうに、一定住民の意見を聞いているということには評価をしたいとは思いますが。

それで、ちょっと、あと確認なんですけど、この主な意見、内容、これ読ませていただきますと、理解をいただいたとか、説明したこれはいいんです。理解をいただいたというのは、この参加した人、全員理解いただいているんですか。どういうふうに捉えたらいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 3月の常任委員会のほうでも、2月の住民説明会の際の住民の理解ということについて原田委員からご質問いただいたところでして、理解というのは人それぞれ感覚があると思います。

ただ、今回、本当に利用者の方と近い距離で私どもお話をさせていただきました。何で300円なのか。利用者負担はこういう考え方でやっている。そういうことに関して、きちんとご説明した上で、ご納得と言いますか、これはもうもちろんそれぞれの方がどう思われているかというのはあると思いますけれども、私どもの感触としては、そこにきちんとご理解をいただいたというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の話で、一方通行で、そういう思いを抱くということもありますし、その理解というのは、人それぞれ受け取り方の問題やと思うんで。一応そういう具合な形で理解いただいたということで認識されているということなんですけれども。

この説明会の中で、例えば先ほどから運賃云々、私はこういうのは当初緑苑坂のほうの廃止も含めて、よく理解しているつもりなんですけれどもね。そのときに地区の説明会の中で、例えば非課税世帯であるとか、身体障がい者の方であるとか、俗に言う福祉の面ですよね。そういった部分の運賃のその300円の定期とか、乗り放題とかという話のほかに、そういったような意見というのはなかったんでしょうか。

あるいは、もし出たらどういうことで、今まで過去1回もそういうことの説明がなかったように思うんで。その辺りはこの公共交通会議含めて、どういうふうに認識されているのか、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） まず、最初のご質問。今回の説明会の中で、運賃に関して福祉、非課税に関する割引というのはご意見としてはありませんでした。

私ども公共交通というのはなかなか難しいところがございます、誰もが一定の金額を払えば乗れる機関という形で継続していくことが大事だと思っております。

当然、今回は私どものほうの新しい地域公共交通の運賃というのはそういう意味から、必要な利用者負担金額をつくった上で、一定の額という形で考えておりますし、それは協議会のほうでもそのような協議をしてまいりました。

ただ、本当に福祉が必要な方というのは例えば福祉有償運送でありましたり、そういった制度がまた別にございます。そういったところの周知は、今後法定協議会の中で、公共交通の中でもいろんなものがあるということをきちんとミックスさせて、今年計画の中でも考えていきたいと思っておりますし、また福祉と公共交通のはざまにいらっしゃる方というのはやっぱりいらっしゃいますので、そういう方への対応というのは、また個別にお声を聞く中で、必要な対応策を考えていきたいと思っております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今言われたような福祉のほうも、年間で例えばガソリン券の補助とか、いろんな施策やっただけではないんです。そこらとの金額との兼ね合いとか、やはり福祉バスから町営バスに移行になった。町営バスになったけれども無料でしたので何の問題もない。だけど今回はやっぱり有償ということなんで、やっぱりその辺の弱者と言われるような方のこともしっかりと検討していただいて。

今言われたような福祉のほうのあれでしたら、その金額を上げていただくとかいうようなことも含めて、なぜやったらこれ300円、例えば乗る場合必要なんでね。だから、やっぱりそこらとのバランスいうんか、兼ね合いも考えて、ちょっとトータルとして、考えていただきたいなというふうに思います。これはあくまで要望で結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 原田委員の意見と重複するような部分もあるんですが、先般の一般質問で、ある議員が有償については反対やということでも質問されていましたがね。今原田委員が言われたように、もともと路線バスが撤退したり、ないところについて、まず福祉バスという概念でスタートしたんですよね。まずはね。その福祉バスを今度は町営バスに衣替えしたと。そのときに本来、有償の話もあってもおかしくなかったんですけども、たまたまそのまま町営バスということで継続されてきました。

がしかし、奥山田、湯屋谷の両区で運営しているコミュニティバスについては、利用者からは負担を求めています、地元でそれなりの負担をかなりしていったわけですよ。コミュニティバスについても。だから、全く無料で運行していた訳やない。そこら辺も何か一緒に、先般議論がされていたような気がするんです。

だから、その町営バスを今回新たな持続可能な公共交通ということで有償化をするということは、これはこれで一つの選択肢で、私は間違っていないというふうに思います。

そんな中で、先ほど申しましたように、福祉バスの概念でもって有償化するのはおかしいという議論は、少し違っているのかなというふうに思いますし、この辺りをきちっと、町のほうもできるだけ機会をつくって、なぜ有償化するんやということきちっと説明していただかないと、誤解をされている方も結構あると思います。

そこで、今申しましたように、その辺の説明ですね。おとといの一般質問では今後説明会はしないようなそんな話だったと思うんですが、説明会は今後どうなっていますか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先般の一般質問でもご答弁させてもらった中に、ちょ

こっと言っていたんですけれども。要は地元のほうからまだそういったお声がないんですが、我々例えばある地域で回覧板の回るのが遅かったから来れへんかった方もいたと、その場合どうすんねん。いや、何回でもさせていただきますと。ただやっぱり、そのお声を聞くというより、我々からのご説明をさせていただくということですので、区長さんのほうには個別でも対応できますよというふうにはお伝えしておりますので、これからそういうお声をいただければ対応できると思います。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今後まだそういう説明会の機会の余地はあるということでしたら、なぜ有償化するんやというそのらのことを、もう少し丁寧に説明をしていただければですね、先ほどの理解をしたという、理解は人それぞれ違うという議論やないですけれどもね、やはり一定の理解、福祉バスじゃない、町営バスを有償化するんやということの説明はきちっとするべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ありがとうございます。

まさしく我々今、公共交通として、運行を継続、持続していくために、何ができるのか、何をしなければならないのかを数年間、議論してまいりました。一方で、今言われた福祉バス、これはかねてバスがなくなったところに、不便やと言われていた方々が高齢者だったということ踏まえて、無料の送迎バスという位置づけでした。ですから、公共交通と概念が非常に異なるものでした。

先ほど申しました無料でというところがまずポイントになるんですけれども、白ナンバーの送迎運転手がいる。ですからドア・ツー・ドアではありませんけれども、それを送迎できたということから継続してきて、先ほどおっしゃられた町営バスに変換するときの有料の議論、そこが一番ポイントになりまして、そのときにも当然有料化の話が議論されました。

当然有料化については、当時緑ナンバーにしなければならない。それからバス車両を改造しなければならない。新たに購入しなければならない。いわゆるイニシャルコストとランニングコストが、今の送迎運転していることよりも倍近くなってしまうという試算が出ましたので、それであれば、お金を頂いてわざわざ有料にする必要はなかろうということもありましたので、町営バスにしたというときは、それは恐らくかなり利用者が減ってきて、このままではなくなってしまう。それやったらもうちょっと乗る人を増やしていこうという議論の中で、町営バスという全体を乗せていくバスに変えていきま

した。ちなみに奥山田、湯屋谷のコミュニティバスも、その平成29年8月から、平日昼間だけは町営バス扱いになりましたので、もともと二百数十万円多分お支払いいただいていた金額が、恐らく半分ぐらいに減ったかというふうに記憶しております。

ですから、我々としては、ここを公共交通だということを強くご説明申し上げるんですが、先ほど原田委員とかがおっしゃられたように、やはり利用者がかなり高齢であったり、岡崎補佐が言ったように、例えば福祉のはざまの方とか、いろいろいらっしゃるの、それは我々としては福祉サイドとの協議も当然必要かと思いますが、まずはなくさないことと、ご利用いただくための足の確保という前提に、いわゆる路線バスであるとか、電車とか、そういったものの延長線、それがだんだんうちに近づいて来る場所という理解をしてもらうための実は説明会をしていたんですが、もうちょっと説明の仕方、また我々も勉強しながら、新たにご理解いただけるように努めたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今言われたように、もともと福祉バスからスタートしているんで、そこをちょっと皆さん勘違いされていると思うんです。バス路線があったときは有償でお金払ろうて乗ってはったんですね。ところがバス路線が廃止されて福祉という概念で無償で送迎用のバスを手配された。だからそれが当たり前のごとく、有償化するのはおかしいという議論はやはりおかしいと思うんです。

そこはだから、先ほどもありましたように、やはり福祉の部分については、福祉有償運送だとか、いろんな福祉サイドの手だてはあるんでね。その辺のこともご理解いただける説明をする材料にしっかりとさせていただいて、有償化は持続可能な公共交通ということを考えれば必要なんだという説明をされれば、一定ご理解はいただけるというふうに思いますので、今後説明の場があれば、その辺りをきちんと丁寧に説明をしていただきたいということは申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。上野委員。

○委員（上野雅央） この予約型乗合タクシー停車ポイントのことでちょっとお聞きしたいんですけど、これは町営バスなどが入りにくいところに、この予約型乗合タクシーの停留所をポイントとして置くということなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 先ほどの説明の中で触れさせていただきましたが、現状の町営バスでの利用者が非常に少ない地域について基本的には導入していくものです。ただ、おっしゃったように、町営バスは一応15人乗り以上のコミュニティ

タクシーですので、セダン型タクシーということで、停留ポイントの自由度は少しは利くとは思いますが、そういう意味では、今後警察協議はございますが、より停留ポイントの中で柔軟性は高まると思います。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） このタクシーのポイント案のところに、上ノ山があると、これは今のところ南地域なんですけれども、上ノ山にポイントを置くだけという案でしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 先ほどご説明申し上げましたように、町営バスが運行している地域の町営バスのバス停に近い方というのは町営バスを使っていただくのが原則です。ですので、そこにもなかなか地域として町営バスまで行けないところについて、乗合タクシーを導入いたしますので、南地区においては上ノ山地域だけが、今回の再編の中での対象地域となっております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） その中で、この地図から言うと、御栗栖神社からもう少し奥のほうに何軒かのおうちがあると。そういう中で、そのようなことでまた停留ポイントを増やしていただけるということは考えてもよろしいのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 公共交通、需要があって、定常的な需要があるところにさせていただく、目的地も発地も、それが原則です。ただ、奥山田区や湯屋谷区のほうの実証運行でもそうなんですけれども、利用者の実態に応じて、これからももちろん検討、検証の中で変えていくことはあり得ると思いますが、まずは、今回の許認可申請については、この停留ポイント案で進めたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。便利になるように、よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 一番最初に説明会をやるというお知らせの問題で、僕のところも全然来なかったんですけれども、長山のところ、全くね、回覧が回ってこなかったんですけれども。

例えば、町営バスの中に、そういうチラシを積むとか、そういうことも考えてもよかったのではないかと思います。

そういう点も含めて、今後は、やっぱり皆さんに知らせるということ。一番使われて

いる方に知らせるといことは、どうしても必要じゃないかと考えますので、そのところはしっかりと今後考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ありがとうございます。

確かにバスの中にそういったお知らせを入れておけばよかったと、それは反省点として、今後皆さんへのそういった周知についても徹底していきたいと思います。ただ、実は先ほど原田委員もおっしゃいましたけれども、やはりなかなか皆さんご存じであっても来られなかったというのもいらっしゃいますし、2月の説明会と今回の説明会と両方来ていただいた方はほとんど少なかったです。

実際2月に来ていただいた方のご意見を踏まえて、今回来ていただいた方は逆に、あ、そうしてくれるならよかったというような肯定的なご意見いただいたので、我々ここにご意見載せているんです。

先ほどの回覧板のお知らせがというお話では、一般質問の中でも私ご答弁させていただきましたけれども、まず全体的に皆さんに周知した。それはホームページなり、いわゆる広報紙によって皆さんの目の届く場所にお届けしたつもりだったんですが、そのときに、2回やったんですけども、大体10人未満でした。両方とも。会場を文化センターにしてわざわざやったんですけども非常に少なかった。

これではいかんということで、区長会を通じて区長さんに各区に入らせていただいたほうがいいでしょうということで、区ごとの説明会を開催させていただいて、その場合はやはり回覧板のほうが皆さんにお届けしやすいであろうということで、回覧板という方法を使わせていただいております。

先ほど山本委員がおっしゃったような、バスの中の掲示、そういったことも工夫の一つになりますので、今後そういったことの周知の仕方については検討していけると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、新名神高速道路建設事業等の進捗について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは私のほうから、新名神高速道路建設事業等の進捗ということで、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、1枚目に書いておられますのが、新名神高速道路の宇治田原町域のほうの工事の発注及び進捗状況でございます。

2枚目のほう、A3の折った図面がついてございます。3月の時点でもご説明申し上げた箇所と同じでございます。ご覧になっていただきますこの1枚目のA4の表のところの進捗率、これが令和4年2月末と令和4年5月末での進捗率の数字を書いてございます。

若干ですけれども進捗をしていることがこれをご覧になっていただければ分かると思えます。ですので図面等についてはまたご覧になっていただければと思えます。

その次に、またこれもA3見開き片折りになっております南バイパス宇治田原山手線として、南バイパスから宇治田原町の新庁舎、この1.4キロメートル区間の進捗状況でございます。

こちら一番右の表の一番下、小さい字で申し訳ないです。Nという赤文字で書いてあります上ノ山から永谷、延長480メートル。こちらが昨年度末に発注をされて、新規にこちらの工事を進めていただいております。

あと工事のほう、一部終了したのものもありますけれども、全体的に鋭意京都府のほうで進めていただいておりますので、恐らく庁舎のほうからご覧になっていただければ、山が上ノ山の辺りがカットされた様子なんかもご覧になっていただけるように、非常に進んできたなという実感が湧くような状況でございます。

それと最後に、資料はございませんけれども、犬打峠トンネルの工事の進捗です。工事延長につきましては、全体で2,953メートルですが、宇治田原町側は約1,300メートル、今の状態で掘進が終了しております。あと和東側のほうからは、先日起工の準備はかけられておりますけれども、まだ工事のほうの屈伸は進んでおらないので、今全体で約半分近く進んで来たというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、下水道普及状況についてご説明申し上げます。

まず、資料のほうですが、2枚目の公共下水道供用開始区域図のほうをご覧ください。

令和4年3月31日現在の処理区域を表しております。黄色い着色部分が令和2年度までに供用した区域で、274.53ヘクタールで、赤色着色部分が令和3年度中に供用しました区域、17.46ヘクタールとなります。令和3年度は工業団地と立川西ガイドと南ガイドの町道6の1号線沿いにおいて管渠布設工事を行いました。

次に、資料の1枚目に戻っていただきまして、下水道普及状況の表をご覧ください。まず、1番上の表-1につきましては、公共下水道の普及率や水洗化率を表しております。C整備面積は291.99ヘクタールとなって、Dの整備人口は7,844人です。Dの整備人口がBの行政人口に占める割合がEの下水道普及率となりまして88.2%となります。

また、処理区域内において実際に公共下水道を使用している人の数である、F水洗化人口は6,318人で、D整備人口に占める割合である水洗化率は80.5%となります。なお、表のセルの下段の括弧書きの数字につきましては世帯数をベースとしたものとなっております。

次に、表-2は浄化槽整備推進事業について表-1と同様に表したものです。令和3年度は新たに浄化槽を設置しておりませんので、整備基数は令和2年度末から変更はありません。

その下、表-3は表-1と表-2の合計で、町が管理する汚水処理施設全体の普及率の水洗化率を表しております。

その下、表-4は表-3の区自治会ごとの内訳を表しております。工業団地につきましては、各区に割り振られる列に表すことで整備の進捗を分かりやすくしております。令和3年度は立川で2.97ヘクタール、工業団地で14.49ヘクタールの整備面積が増加しております。

一番最下段、表-5につきましては、汚水処理人口と汚水処理人口普及率を表しております。Hの汚水処理人口は、公共下水道の整備人口と公共下水道処理区域外の全ての合併処理浄化槽の処理人口を足したものとなります。このH汚水処理人口8,387人が行政人口8,890に占める割合が汚水処理人口普及率94.3%となります。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今この普及の状況ということで詳しい資料をご提示いただいたんですけども。この表-4、これを見ますと100%のところもあれば、一番下は

35. 2とか、36. 2とかというのがあるんですけどもね。この辺りは水洗化率、実際にずっと整備をされていて、まだ完全に100%整備はできていない、工事が進んでいないところもあるんですけども、それにしても水洗化率がかなり低い。これに対してどのようにお考えされているのか。よろしければ教えていただきたいんですが。

○委員長（藤本英樹） 下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今ご指摘いただきました表-4につきましては、各自治会区ごとでの水洗化率を表しております。100となっておりますのは、浄化槽整備の地域と、あともともとコミュニティプラントであった地域については100となっておりますが、水洗化率がいまだに低い地域というのは、現在その面整備工事の施工中の地域です。特に低かった禅定寺等については、まだこれから面整備もやっていますので、面整備の進捗に伴い水洗化も伸びていくとは思いますが。

ただ、水洗化率を上げるためには、接続していただくということが大事ですので、毎年個別勧奨ということをやっております。具体的に効果の検証はできていないんですが、その個別勧奨をやることによって、接続をしていただける人も増えていっているのも、地道な活動を続けていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） これね、個別勧奨でお願いという形でつないでいくということやと思うんですけども。一方で、こないだも私も一般質問でもさせていただいた町は高齢化がどんどん進んでいるというようなことが現状としてあるわけですね。そういったことを考えると面整備をどんどん進めるのはいいけれども、この水洗化率、要はつながっていく、元とのまた開きがね、どんどの地域も出てくる。

だからこれはいろんな人・物・金、その辺りのこと含めて、やっぱりその担当課だけじゃなしに、やっぱり町を挙げて、やっぱりこういうこと、せつかく莫大な費用をかけて整備しているわけですから、その辺り考えていく必要があるんじゃないかと。何かもっと個別にお願いにいくにしても、何か私はよく分からないですけども、有効な手ではないもんかと。その辺りをどういうふうに検討されていくのか、ちょっとお考えいうんがあればお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） まず、面整備の推進についてなんですけれども、現在、先ほど申し上げましたように、工業団地を中心に面整備を進めております。工業団地につ

きましては、人口がないためにゼロという数字が上がっておりますが、工事が終わったところの企業さんについては、着実にその接続のほうが進んできておりますので、有償水量については増えていくと考えております。ですので、工業団地地域の面整備を推進促進することには大きな意義があると考えております。

ただ、それまでほかの地域におきまして、高齢化の中で下水接続をためらわれているというような実態は以前からお聞きはしておりますので、実態、その地域の特性、状況を把握しながら普及に対してどういった取組ができるか、今後検討していきたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 増えまして、我々のその取組、先ほど下岡課長のほうからありました、個別に1件ずつお願いには上がっているんですが、原田委員おっしゃられるように高齢化、それから非常にやはりお金がかかるというところが、どうしてもハードルが、個々に高くなっているようにも我々も感じております。

とはいえ、下水道法で決まった、この下水道事業計画エリアの中で、それぞれが下水をつないでいただくことが、これはある意味、おうちを持っていて排水をされるということへの義務的な形にもなります。法の中では、うちの条例の中ではそういった罰則規定もあるんですけれども、そういうのはなかなか執行することは難しいので、何とか早くつないでくださいというお願いを、3年を超えてからでもしているのが現状でございます。

いろんな自治体でそういったことへのお悩み、苦労はあると思うんですけれども、ここはつないでいただくためのお願いと、必要なことのご理解というのを地道にお願いすることも大事ですし、今後何かそういった手だてがあるのであれば、ちょっといろんなところの状況を聞きながら、我々も研究しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、答弁のとおりやと思うんです。先ほど言われたように、工業団地であるとか湯屋谷、ここなんかはまだこれから整備していくというんですか、ゼロなんで、ここは何も私は問題にしていないわけ。要は今まで整備したところの水洗化、その整備率、整備人口に比べて、この水洗化率がかなり低いというところがやっぱり問題なんで、この辺りを、やはり当然言われたようにお金もかかることですのでね。なかなか前に進まない、やはり難しい、いろんな面があるかとは思いますが、やはり

そのいろんな貸付制度やら、いろんなことがあると思うんです。

そういったことの、やはりその長所、それから、1つはその環境問題ですね。そのままやっぱり垂れ流す言うたらおかしいですけども、そういったようなこともありますんでね。やっぱり何とかこの環境を守るためにもやっぱり町を挙げて、やっぱりやっていただきたいというふうに思いますので、今後も何とかより一層、その辺りは個別勧奨をしっかりと進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、この表-4、水洗化率のこの表なんですけれどもね。間違いではないけれども誤解を招くようになっているんですね。と言いますのは、高尾、奥山田は、個別の各戸浄化槽の地域ですよ。浄化槽を入れたところの人数で上げているんでこれ100%になっていますけれどもね。本来の面整備で公柵につないだ家との水洗化率とはちょっと意味が違うと思うんですよ。だからあえて言うならば、高尾の場合でしたら、整備人口20人、すなわち整備率62.5%がここで言う水洗化率に相当する数字やと思うんです。奥山田の場合もしかり、45.1%。ところがそれが100%になっていると、これ誤解を招くと思うんですよ。ただ何か報告とかの関係でこの表は必要なんかもしれんけれどもね。

以前にも話をしましたけれども、やっぱりそのところはもう少し分かりやすい表にすべきだと思うんです。

ところが緑苑坂、銘城台については、コミュニティプラントを廃止して、下水につながるから100%、これはまぎれもない100%ですわ。ところが先ほど原田委員が言われたように面整備は進んでいるけれども、ところが公柵にまだつないでいない。たしか3年以内につながないかんという義務化、努力目標があったと思うんですが。

これね、高齢者やからつながない、お金がかかるからつながない、恐らくこれ20%の人がいつまでたってもつながへんと思うんですよ。これ一番早くに公共下水の面整備ができたところから、既に何年経っていますか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 供用開始が平成13年3月やったと思いますので、21年です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それと先ほどの表の件も後で答えてほしいんですが。

20年経ってつないでない人も恐らくあると思うんでね。そこはその個別勧奨したっ

て何したって金かかる、つなごうがつなぐまいがそれはうちの勝手やということで、恐らくつなげれないと思われるんですけれども。なかなかそれに対する手だててないかもしれませんが、やはり莫大な金をかけて下水道の面整備をしてきて、環境問題も含めて、やはりこれつないでもらわへんと意味ないんですよ。その辺は先ほどの質問と重複するんで、あえて答えは求めませんが、その部分については、どうしようもない。ならばそれはそれでほうっておくしかないでしょう。

ちょっと先ほどの表についていかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 昨年度も谷口委員のほうからご指摘があって、一番下の全体の普及率というのを付け加えたんですが、確かに、我々行政的に報告をする内容の言葉遣いであつたりとか、その分母分子の人数配分というのはそこにどうしても固執しているところがあります。今言われたように、例えば奥山田全体で何人つないではるのやとか、宇治田原全体でどれぐらいがまだつないでへんねんとか、例えばその禅定寺の中ではどうなんだとかいうことのほうが分かりやすいのであれば、ちょっと言葉を変えながら、例えばその普及率という言葉に固執せずに、地区での水洗化というかつないでおられる方みたいなね。例えばちょっとそれまた検討しますけれども、そういったことに変えさせていただいて、そうすると表のつくり方なんかもちょうとまた変えさせていただきますけれども、またそれは検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 結構です。はい。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和4年度第1回会議結果概要について説明を求めます。下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 令和4年5月26日に開催しました宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会の令和4年度第1回会議結果概要について報告申し上げます。
まず、資料の1枚目をご覧ください。

前委員の任期満了に伴いまして、資料1枚目の裏面にあります名簿のとおり、令和4年4月1日から2年間、新たに委員を委嘱させていただきました。協議事項結果につ

きまして、まず議事1は、委員交代後初めての会議でしたので、会長には早稲田大学商学大学院教授の松本敏史氏、副会長には工業団地管理組合推薦の株式会社エフケイ京都工場副工場長の高橋 稔氏を選出にいただきました。

次に、議事2のほうですが、下水道事業経営戦略について協議いただきました。まず、資料の一番下の四角囲みをご覧ください。経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、おおむね10年間を見通し、事業の投資面、財源面での経営展望を明らかにするものとなっております。

昨年度から進めております下水道事業経営戦略策定業務の途中経過報告として、1つ目として投資財政計画及び2つ目、使用料改定の検討について説明し協議いただきました。

①1つ目は経営戦略の中心となる投資・財政計画を単独公共システム、すなわち現行のとおり町が単独で終末処理場を持つものと広域化システム、すなわち京都府が運営する木津川流域下水道に接続するの2つのケースで投資試算と財源試算を行いまして、収支金コース料に一般会計繰入金で調整した結果について、資料の2枚目にございます審議会資料抜粋となっておりますが、そのページ番号4番のところ、4ページに、一般会計繰入金の推移としてグラフで表しております。

緑色で示した広域化システムにおける一般会計繰入金は、黄色で示しました単独公共システムのもの比べると、全体的に低く抑えられております。令和13年に広域化システムの繰入金が突出しているのは、仮に10年後に流域下水道に接続したとしますと、単独終末処理場の廃止に伴いまして、電気機械設備などの除却費用が一時的に必要となるためです。

単独システムで令和8年から繰入金が増加傾向になっておりますのは、供用開始から20年以上経過した終末処理場の電気機械設備などの更新が必要となってくるためです。

下にも書いていますが、ただこの結果はあくまでもシミュレーション上のもので、広域化システムにおけます流域下水道の建設負担金分については、今後京都府や構成市町との協議により決まるものですので、一般会計繰入金の額も変わります。

これらの説明に関する審議会委員の主な意見といたしまして、1つ目、下水道事業は親会社である一般会計の支援を受けているという基本的な認識の共有が必要。しかしながら事業を立て直す企業努力は必要であるというものです。

2つ目は、水道事業より下水道事業の黒字化のほうが、経費回収率を見るとはるかに難しいというご意見です。これについてはちょっと参考に見ていただきたいのですが、

審議会資料抜粋の裏面5ページとして表している部分になりますが、このページの中段の四角囲いの中に参考としまして令和2年度実績を掲載しております。汚水処理原価に占めます使用料単価の割合である経費回収率が39.3%となっております。ちなみに令和2年度の出納事業では、給水原価に対する供給単価の割合は100%を超えております。そこから下水道事業の黒字化は難しいというところが説明できます。

3つ目の意見としましては、下水道事業は公共性が高いので公費負担すべき。親会社の助けが必要なことをどのように理解を得るかが今後のテーマであるという意見などでした。

②2つ目としまして、投資試算と財源試算にギャップがある場合、通常ダウンサイジングや広域化の推進などで投資試算の再検討、また使用料の見直しなど財源試算の見直しの両面から均衡を保っていきますが、この会議では財源試算の再検討として、使用料の見直しの件等について説明いたしました。

先ほど見ていただきました審議会資料抜粋5ページの、2-2、下水道使用料の改定のところをご参照ください。

先ほども触れましたとおり、本町の下水道の経費回収率は39.3%でありまして、一般会計繰入金で汚水処理費の均衡を保っております。一般会計からの繰入金は適正な経費負担区分を前提として行うべきとされております。

そこで、適正な下水道使用料の目安として総務省が示している1立米当たり150円まで使用料水準を上げることが第一段階として考えられます。これは一般家庭での平均的な水道料金20立米当たり3,000円を参考とされておりまして、公共用水域の汚濁防止や公衆衛生の向上に寄与し、公費負担すべき下水道でありましても受益者が負担すべき額と考えられているものです。

ここで、令和2年度の使用料単価が126.9円となっておりますが、これを150円に引き上げましたとしましたら、約19%の改定率となります。

これらの説明に対する審議会委員の主な意見としましては、総務省が示す適正な下水道使用料だけでなく、比較のため前提条件と使用料値上げ幅のパターンを幾つか示してほしいというご意見がありました。これに対しては次回の会議で示していく予定としております。

今後の審議会での下水道経営戦略についての予定ですけれども、8月頃に第2回会議を開催いたしまして、経営戦略素案を示します。11月頃の第3回会議で経営戦略会議に対する審議会の提言をいただいてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、これ今回の審議会は、下水道料金について、将来的に値上げが必要やということの結論なんでしょうか。水道料金については何も触れられていないんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 今回の審議会会議では、経営戦略を策定するに当たった中で、その、し得る会計の検討ということで話をさせていただいています。今回の議題には、水道事業についての話は出なかったですけども、今後水道事業としましては、先ほど申し上げました8月頃の審議会で、水道料金改定に関する提言をいただきたいというような依頼をしていこうと考えています。その後、11月の審議会に向けて料金改定の計画案を策定いたしまして、11月頃の審議会では料金改定計画案について協議をいただきたいと考えています。年が明けまして1月頃に再度審議会を開きまして、料金改定に関する提言をいただいきたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、流れ的には来年度ですね、水道料金の値上げも結果として考えているということによかったんですか。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 現在そのようなスケジュール感を持って検討を進めております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） コロナの関係で、近隣の市町でも水道料金の引下げというか、基本料金の引下げ等を言われているところがあるんですが、もし、新年度に料金を改定して値上げをされるんならば、例えばそのタイミングで、しばらくの間コロナ対応に伴う引下げをすとか、何かその激変緩和的なことも改めて考えられたらいいのかなと思うんですが、その辺はまだ引上げが決まったわけじゃないんで答えにくいかもしれませんが。その辺のコロナとの関連ではどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） やはり水道料金というものは生活に直結するものですので、社会情勢の流れの中で判断すべき事項も多くなってくるかと思うので、見極めながら検討を進めていきたいと考えます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 次に、下水道の料金の改定ということで、住民説明とか、関係機関との調整をして、4年先に下水道の料金を立米当たり150円に引き上げたいということなんですけれども、今現在、既に汚水の処理原価は立米当たり323円、それで料金は126円、約200円これ赤字出しているわけですよ。それを4年先まで引き延ばす、決してすぐに上げよということを言うているわけじゃないですよ。上げることについては一定慎重にせないかんとは思いますけれども、4年間かけて見直しますというのはその辺りはいかがなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） まず、先ほども話に出ましたが、水道の料金の改定が先に控えております。まず同時期的に下水道使用料の引上げを考えていくのはなかなか厳しいのかというところと、ここにも書かせていただきましたとおり、種々の調整が必要ということで、最低でも4年間ぐらいの時間は必要かなと考えたところでございます。

ただ、4年後に引き上げるとか、何年後というのは、今一応シミュレーションで表しておりますが、まだ決定したものではありません。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど、委員の意見の中で、親会社、すなわち一般会計が繰出で一定調整をするということも意見で言われているようですけれどもね。基準外繰入金の解消というのがこれ一つの目標に出ているわけですよ。特に総務省もその辺は言っていると思うんですが。この基準外繰入金って、極めてあやふやなんですよね。だからその辺は、一定ね、繰入をどんどんすることがいいとは言いませんけれどもね、そこから調整をすることも可能かなと。いきなり高くするんじゃないかね。そういうことも考えながら将来の下水道の在り方、また水道の在り方を考えて、一定値上げはやむなしという判断に立つならば、そういう提案もしてもらったら、また議会のほうもそれなりの議論はさせていただくということになると思うんですけれども。

先ほど申しました水道料金の引下げ等、併せてトータル的に考えていただきたいというふうに思います。これは私の意見で、何かあれば答えてもらったら結構ですけれども。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ありがとうございます。

宇治田原町だけに限らず、今、先日も近隣市町の料金値上げの話は出ておりましたし、谷口委員言われるようにコロナと上手に相殺するようなこともできれば、我々としても

ご理解いただきやすいと思うんですが。下水道に限らず水道のことにつきましても料金はやはり十分、これも以前から検討はしているんですけども、具体的に検討を始めたい。

それと下水道のほうにつきましては、先日から申し上げておりましたけれども、例えば広域化、これについては我々だけで決められるものでは当然ございませんので、そうしたことが現実的に進んでいく中で、実際の水道で言うたら利用されるための料金ですけれども、言うたら料金として頂くんですが、下水道はそういった施設を使用するという使用料金という言い方が若干そこが変わってきますけれども。

それぞれに、いわゆるその水洗化率を上げたりとか、やっぱりご利用いただくためのご理解をいただいたり、それから料金を上げていくことが、なかなかご理解いただけないんですけども、それでもやはり、下水道というのは、公共水域の水質保全、皆さんが守っていかなくてはならない、いわゆるみんなで水をきれいにしようというよりも環境の問題を考えようというところがありますので、非常に公共性が高いものですから、この繰入の金額についても十分内部でも調整したいというふうに考えておりますので、また議会のほうにご報告等させていただきたいと思っております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 宇治田原の水道も約50年前に上水道がやりかけられて、また下水道についてはかなりその後でしたんで、近隣の大きな市町に比べれば非常に上水道、下水道、後発なので、設備投資が非常にかかりかかっておる。だからそれに対する先ほど言われた使用料ですね、そんなんも高くつく、これもう当たり前なんでね、料金でペイできるはずがありませんし、その辺は一般会計からの繰出、それも限度があると思うんですが、そこもうまく調整をしながら、少しでも安い料金体系、その辺も目指してそれなりの努力はしていただきたい。そのことだけ申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどちょっと聞き漏らしたのかも分からないんですけども、料金のことは今、谷口委員のほうから質問あったんで省略しますけれども。

これ広域化に向けて経営審議という形で、いろいろ協議されていっていると思うんですが、今後の予定、どれぐらいの最終見込んで、この経営戦略いうものをやって、それで広域化を、仮の話、相手さんがあることですので、こちらのほうで一方的にはいけないんですけども。

私、たしか3月でしたか、質問もさせていただいたんですけども、どれぐらいの目

途で進めようとしているのか、ざっくりで結構ですけれども、もしお考えがあれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 正直ちょっとすぐにもつなぎたいのが正直なところ
です。目途というのは実はまだ立っておりません。おっしゃられるように広域化につい
ては京都流域下水道というところへの接続が、我々の思いではあるんですけれども、そ
こには構成市町さんがいらっしゃいますし、それぞれがご負担されている施設の、いわ
ゆる後から入るときの負担をどうするかとかいう問題も当然出てまいります。

ですので、今現在、それがまだ協議が始まっておりませんので、今ここで申し上げる
ことは何もないというのが正直なところですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） と言いますのは、その話が長引けば長引くほど、現在の処理場、
我々が持っている、その改修とか、結局いろいろな費用がまたそれにかかってくるわ
けですよ。ですので、当然そこらも踏まえて、恐らくこの経営戦略というものを審議
されていると思うんですけれどもね。やはりある程度、そういうイメージいうんですか、
先ほどここに単独の場合と広域化した場合というような、この繰入の金額の説明書が出
ているんですけれども、こういったことと相まって、そういうこともある程度示してい
ただいたほうが、我々としては非常に分かりやすいとは思うんですけれども。

何せ今、理事がおっしゃったように協議もやっていない、また相手のあることなんで、
言いにくいこととは思いますが、その辺りはできる限りそういった公表できる
ような情報があれば、随時この委員会でも公表していただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 要望なんですけれども、谷口議長のほうから水道の値上げの話とか
ありましたので、それと併せて50年も経っているというようなことで言いますと、多
分設備の老朽化というのがこれ考えられると思うんです。更新時期に来ているような設
備がここ直近5年間ぐらいでどれぐらいの予定があるのかとか、金額がどれぐらい想定
されるのか。どっちみちそれというのは一般会計からの繰出になるでしょうから、その
辺のことを知りたいなと思ひまして。

今日出してくださいと言うんじゃないですよ。次回でいいですから、そういうのがあ
りましたら出していただきたいなと思うんです。以上です。

- 委員長（藤本英樹） 今のは要望ですか。
- 委員（榎木憲法） 要望です。
- 委員長（藤本英樹） 答弁はいいですか。
- 委員（榎木憲法） 答弁はいいです。
- 委員長（藤本英樹） 答えられるのやったら答えてもらったほうがいいですけども。
- 建設事業担当理事（垣内清文） 数字の答えはないですけども。
- 委員長（藤本英樹） 垣内理事。
- 建設事業担当理事（垣内清文） もちろんちょっと数字は持ち合わせておりませんので、また次回にさせていただきますが。

基本的に水道事業というのは、基本的には水道料金で賄えるように、今頑張って管理をしております。50年経っている施設が当然古くなっておりますので、そういったものを全部の取替えとか、いわゆる更新事業、これについては補助金をいただいたり、起債を充てたりして、それは事業としては進めていきたいとは考えておりますが。

今現在、進めていかなあかんものの中で、いわゆる管の老朽で漏水とかお耳にされたことがあると思うんですけども、そういったものについては、今留保金の中で単費事業の中でやったりとか、それから管の入替えとかいうのは起債事業でやったりとかふうに進めておりますので。

できるだけ一般会計のほうに負担にならないようには水道のほうは進めるようには頑張っております。

- 委員長（藤本英樹） 榎木委員。
- 委員（榎木憲法） 了解です。分かりました。
- 委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。
- 委員（谷口 整） 榎木委員のほうから資料請求があったんで、ちょっとあえてそれに加えてほしいんですけども。まだ石綿の管はあるんですか。あれば石綿の管の状況も併せて資料でお願いしたいと思います。
- 委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項報告を終了いたしま

すが、その他委員から何かございましたら挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。山下副町長。

○副町長(山下康之) 2点ほど、今日は所管事項報告をそれぞれ担当課長のほうからさせましたけれども、1件、税住民課長の廣島のほうから説明をした説明概要には特に問題はなかったですけれども、説明した内容と資料のほうがちよっと違っておりました大変申し訳ないですけれども、令和4年度町民税の個人賦課状況についてという説明をさせていただいたと思いますけれども、文字のほう表を見ていただいて説明等を聞いていただいているので、特に間違いはなかったですけれども、一番下に分析いうところで、まずこの1行目の当初賦課時点における調定額の比較、均等割合2%、この次、所得割は、説明で3.7%と言うたように思います。それは合っているんですけれども、この資料が16.6%となっておりますが、それは説明どおり3.7%ということで、ひとつお願いしたいと思います。

それと、隣に分析の、下の4行目のところで、当初予算額に対する収納見込みは、金等割は0.7%、所得割は、これも2.5%と申し上げたので、間違いはないんですけれども、資料のほうは15.3%になっておりますが、それが2.5%になっておりますので、併せて申し訳ございませんが、資料のほうの訂正をお願いしたいというふうに思います。

それともう1点、先ほど谷口委員さんのほうから、消防ポンプ自動車の泡消火装置はどんな状況やというのがありましたので、その資料を委員長申し訳ないですが、追加資料として配付していただいて、内容説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長(藤本英樹) はい、結構です。

(資料配付)

○副町長(山下康之) それでは、担当の奥谷理事のほうから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○委員長(藤本英樹) はい。奥谷理事。

○総務担当理事(奥谷 明) 失礼いたします。先ほどのご質問でございました資料提示が遅れて申し訳ございませんけれども、確認させていただきましたところ、京田辺市消防本部全体でCD-I型にはキャブオーバー型のポンプ自動車が予備車両も入れまして合計6台ございます。

そのうちの中でCAFSという圧縮空気泡装置が設置されている台数としては現在

3台、うち消防本部にありますのが上段の3台のうち2台。したがって予備車両にはC A F Sがついていないということになります。それと北部分署にある1台にはついております。あとは井手分署と宇治田原分署に1台ずつあるポンプ車がついていないということでございますので、この表で言いますと合計6台のうち、3台についておまして、今回で井手分署と宇治田原分署もつきますと、あと残るは予備車両である1台だけがC A F Sがついていないという形になるものでございます。

なお、一番下にございますように、これとは別に、化学消防ポンプ自動車1台ございますけれども、これにはC A F Sが設置されております。以上でございます。

○副町長（山下康之） すみません。以上です。

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員のお手元に視察研修に係るアンケートを配付させていただきますのでご記入いただき、6月16日までに事務局へ提出をお願いいたします。

ほかに委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案2件及び所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後におきましても遺漏のないよう重ねて要望いたします。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月19日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願います。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。
ありがとうございました。

閉 会 午後0時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹